





任された権限に係るものに限る。)で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法律の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

**第十七条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二〇年五月二日政令第一七一号)

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二〇年一二月五日政令第三六七号)

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二三年一二月一六日政令第三九六号)

この政令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成二四年一〇月一七日政令第二五八号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条(平成二十四年十月三十日)から施行する。

**附 則** (平成二四年一〇月一九日政令第二六一号)

この政令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条(平成二十四年十月三十日)から施行する。

**附 則** (平成二六年四月二三日政令第一六六号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、法の施行の日(平成二十六年五月二十日)から施行する。

**附 則** (平成二七年三月二〇日政令第八一号)

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三〇年八月一〇日政令第二四一号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、平成二十八年十月十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。

**附 則** (令和元年九月六日政令第八八号)

この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**附 則** (令和五年一一月二七日政令第三八〇号)

この政令は、令和六年四月一日から施行する。